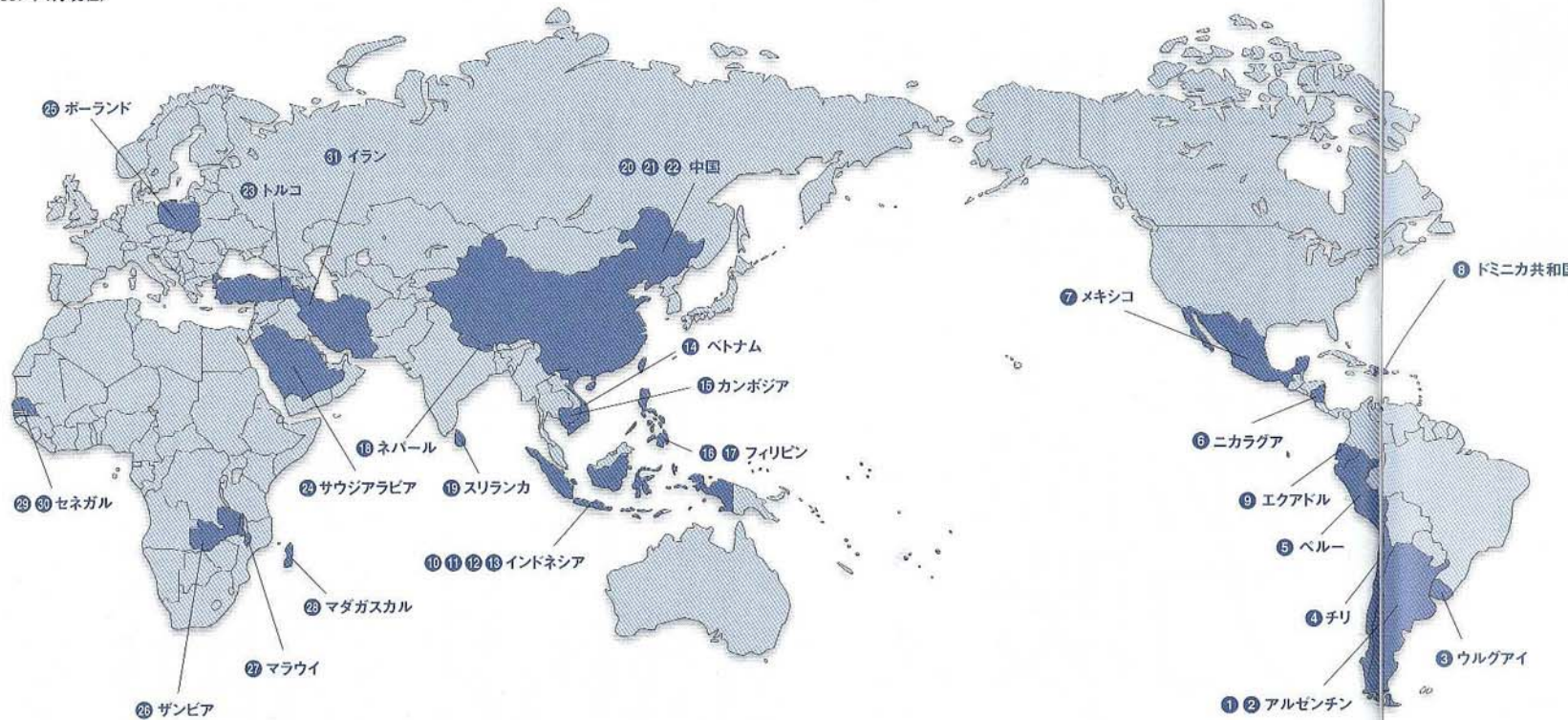


(2007年4月現在)



対象国	案件名	実施期間	スキーム	その他	対象国	案件名	実施期間	スキーム	その他
1 アルゼンチン	CDM基盤整備プロジェクト	06.5-07.6	技	CDM事業実施基盤整備	10 スリランカ	省エネルギー普及促進プロジェクト	08-11 (予定)	技	
2 アルゼンチン	CDM植林推進のための技術協力プロジェクト	07.9-09.6 (予定)	技	吸収源CDM	20 中国	四川省森林造成モデル計画	00.7-07.10	技	適応策①
3 ウルグアイ	CDM植林実施能力強化プロジェクト	05.12-07.11	技	吸収源CDM	21 中国	日中協力林木育種科学技術センター計画	01.10-08.10	技	適応策①
4 チリ	CDM植林に関する能力開発及び促進のための調査	05.12-07.11	開	吸収源CDM	22 中国	鉄鋼業環境保護技術向上プロジェクト	02.9-07.8	技	
5 ペルー	再生可能エネルギーによる地方電化マスタープラン調査	07.1-08.6	開		23 トルコ	発電所エネルギー効率改善	06.12-08.12	技	
6 ニカラグア	住民による森林管理プロジェクト	06.1-11.1	技	適応策①	24 サウジアラビア	省エネルギー対策	07.2-08.7	開	
7 メキシコ	ユカタン半島湿地保全計画	03.3-08.2	技	適応策①	25 ポーランド	ポーランド・日本省エネルギー技術センター	04.7-08.6	技	
8 ドミニカ共和国	サバナ・イエグァ・ダム上流域の持続的流域管理計画	06.4-09.3	技	適応策①	26 ザンビア	地方電化マスタープラン調査	06.4-07.9	開	
9 エクアドル	ガラパゴス諸島海洋環境保全計画	04.1-09.1	技	適応策①②	27 マラウイ	地方電化推進	06.11-09.11	技	
10 インドネシア	地熱発電開発マスタープラン調査	06.3-07.9	開	排出源CDM	28 マダガスカル	アロチャ湖西部地域流域管理及び農村総合開発調査	03.8-07.8	開	適応策②
11 インドネシア	省エネルギー普及促進	07.7-08.11 (予定)	開		29 セネガル	総合村落開発計画	00.1-08.3	技	適応策①
12 インドネシア	生物多様性保全アドバイザー(個別専門家)	05.12-07.12	技	適応策②	30 セネガル	サルームデルタにおけるマングローブ持続的管理計画	05.11-08.3	技	適応策①
13 インドネシア	グマン・ハリムン・サラク国立公園管理計画	04.2-09.1	技	適応策②	31 イラン	アンザリ温原環境管理プロジェクト	07.4-09.3	技	適応策①②
14 ベトナム	AR-CDM促進のための能力向上開発調査	06.10-08.3	開	吸収源CDM	● 全世界	京都メカニズムプロジェクト担当者養成	03-07年度	研	CDM事業実施基盤整備
15 カンボジア	水力開発マスタープラン調査	07.6-08.11 (予定)	開		● 全世界	省エネルギー	06-10年度	研	
16 フィリピン	地方電化プロジェクト	04.6-09.5	技		● 全世界	熱帯バイオマス利用	05-09年度	研	
17 フィリピン	CDM事業促進のためのキャパシティビルディング	05.11-06.11	開	CDM事業実施基盤整備	● 全世界	安定供給型水力発電	07年度	研	
18 ネパール	アッパーセティ水力発電開発計画調査	05.2-07.6	開						

適応策①: その地域は、現在でも気温・降水量など気象条件の変動や、洪水、干ばつ、熱波、台風、高潮などの気象災害などによる影響を直接・間接的に受けており、その事業を行うとそれらの影響を軽減する効果が期待される。
 適応策②: その事業に温暖化と直接の関連性はないが、キャパシティ・ディベロップメントなどを通じて、分野横断的な効果が期待できるもの。

JICA's Approach

日本の経験・教訓を生かした地球温暖化対策支援

地球温暖化は21世紀の人類が直面する最大の課題の一つであり、先進国と開発途上国が協調して取り組むことが求められている。温暖化対策を推進するため、JICAはどのような途上国支援を行っているのか。

「緩和策」と「適応策」
 地球温暖化対策は、主にその原因となる温室効果ガス(GHG)の排出量を削減したり、森林のGHGの吸収量を増加したりすることによって、大気中のGHG濃度を安定させ、地球全体での温暖化の影響を小さくする「緩和策」と、現在すでに生じている、または

将来的に予測される地球温暖化の影響に対応するために、生態系、社会システム、経済システムを調整する「適応策」に分けられている。
 GHG排出の大部分は先進国によるものだが、近年、途上国でも経済成長に伴い排出量が急増しており、排出量を効果的に抑制・削減するためには、先進国のみならず、途上国での取り組みの強化も不可欠だ。
 また、温暖化による異常気象や災害などのさまざまな影響は、人間の生存や社会に対する脅威であり、特に島嶼国や社会基盤が脆弱で資金や技術が不十分な途上国はより深刻な被害を受けることが懸念されている。例えば、海面上昇に伴う低地・海岸地域の水没や、干ばつ・洪水など異常気象・自然災害の増加、農林水産業への影響、疫病の広域化などが予想される。中でも貧困層など社会的弱者への被害が大きく、これらの影響への適応策に対する支援が喫緊の課題となっている。

JICAの温暖化対策支援

日本は政府開発援助(ODA)大綱において、「人間の安全保障の視点」を基本方針の一つに掲げ、環境問題を含む地球規模の問題への取り組みを重点課題に位置付けている。また、環境と開発の両立を援助実施の原則とし、従来から環境分野への協力を重視してきた。特に、国内で蓄積している公害対策や省エネルギー対策の経験・ノウハウを活用して、温暖化対策分野を含む環境協力を積極的に展開し、JICAも同分野への支援を強化しつつある。

「緩和策」では、GHG排出の少ない小規模水力や太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進、エ

ネルギー効率の向上、省エネルギー促進のための技術協力を積極的に進めている。また、大気中の二酸化炭素の吸収・固定、生態系保全、砂漠化防止、生活環境の保全などの観点から森林造成支援にも力を入れている。
 さらに、途上国の持続可能な開発の実現と先進国のGHG削減目標への貢献を目的とするクリーン開発メカニズム(CDM)※を推進するための協力も増えつつある。CDMは先進国が途上国と共同でGHG排出量の削減および吸収量の増大に貢献する事業を実施し、その削減・吸収分をクレジット(認証排出削減量・CER)として得る仕組みだ。このCDM事業にJICAが協力する意義は、①途上国の持続可能な開発への貢献、②温暖化対策への国際的な貢献、③日本政府のGHG排出削減目標達成遵守への貢献、の3つに集約される。

「適応策」としては、温暖化のさまざまな影響による被害を軽減するため、防災や水資源、農業生産、森林・自然環境保全、感染症対策・保健衛生など幅広い分野での取り組みが求められる。これまでのJICAのプロジェクトの中にも、気候変動への適応に資するものも多い。途上国の適応支援を今後拡充する観点から、調査研究も行われ、6月に報告書が発行される予定だ。

これらの温暖化対策を途上国自らが持続できるように、関連分野の法制度整備や行政・民間の人材育成・能力向上、地域社会の人々の意識・能力向上などを目指す技術協力を実施しているが、より効果的・効果的に課題に対応していくためには、資金協力(無償・有償)との連携を推進することが重要だ。また、日本の経験・教訓を活用する視点からも、関係省庁、地方自治体、大学、企業、NGOとのパートナーシップを強化し、国際社会との協働のもと、温暖化を含む地球環境問題に取り組んでいく。

※「気候変動枠組条約」を批准した先進国にGHG排出削減目標を課す京都議定書の中で、削減目標達成を補完する手段として定められた柔軟性措置「京都メカニズム」の一つ。